

昭和二十五年十二月二十三日受領
答 弁 第 五 号

(質問の 五)

内閣衆質第五号

昭和二十五年十二月二十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出農林中央金庫の農業協同組合に対する融資に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員横田甚太郎君提出農林中央金庫の農業協同組合に対する融資に関する質問に対す

る答弁書

一 農林中央金庫は、今春來現在までに農業協同組合の貯拂資金として約九〇億円を都道府県信用農業協同組合連合会及び市町村農業協同組合に融資し、また、農林水産物集荷資金その他の事業資金として約一〇〇億円を所屬農林水産団体に融資したが、これらの融資により農業協同組合の貯拂を確保し、また、農林水産物の有利なる販売等により農家經濟を相当ひ^ひ益したものと考えられる。

二 春先から夏にかけて農業協同組合の貯拂資金が逼迫するのは、農村金融の季節性によるが、貯金により固定設備あるいは事業資金をまかなっている組合が相当数あることも一の原因をなしているので、農業協同組合の基礎を堅実にし、貯拂資金のひ^ひつ迫等を来たさないようにするため「農業協同組合の財務処理の基準を定める政令」を制定し、又その再建方策についても目下考究中である。

右答弁する。